

意見書案第2号

生活保護の扶養照会の更なる見直しを求める意見書案の提出について

上記の意見書案を別紙のとおり、川崎市議会会議規則第13条の規定により提出いたします。

令和3年3月15日

川崎市議会議長 山崎直史 様

提出者	川崎市議会議員	宗田裕之
	〃	勝又光江
	〃	大庭裕子
	〃	石川建二
	〃	井口真美
	〃	渡辺学
	〃	片柳進
	〃	赤石博子
	〃	後藤真左美
	〃	小堀祥子
	〃	市古次郎

## 生活保護の扶養照会の更なる見直しを求める意見書

コロナ禍の経済的影響で、国内の貧困が急拡大しているが、生活に困窮しているにもかかわらず、生活保護だけは受けたくないという忌避感を示し、その申請をためらう人は少なくない。

路上生活者等の生活困窮者の支援団体が行ったアンケート調査において、生活保護を利用していない理由として最も多かった回答は、家族に知られるのが嫌だからというもので、更に20代から50代の方に限定すると4割以上がその回答を選んでおり、扶養照会により親族に連絡が行くことが、生活困窮者が生活保護を利用する上での最大の障害要因となっていることは明らかである。

首相は、本年1月に行われた衆議院本会議等において、扶養義務者の扶養が保護に優先して行われることは、生活保護制度の基本原則であり、扶養照会は必要な手続きであるという見解を示しており、更に、厚生労働省の通知においても、扶養義務者に扶養及びその他の支援を求めるよう、要保護者を指導すること等としているが、扶養が保護に優先するとは、単に事実上扶養が行われたときにこれを被扶助者の収入として取り扱うという意味に過ぎず、生活保護法においては扶養照会が不可欠とはされていない。

同省は、明らかに扶養義務の履行が期待できない場合には扶養義務者に対する直接照会をしなくても良いとしているが、扶養照会を行うことを明確に禁止するものではなく、多くの自治体で扶養照会が原則のように行われている。

このような状況の中、世論の批判を受け、同省は本年2月26日、扶養照会の運用を見直し、各自治体に対し、扶養義務履行が期待できない者の例示を追加する通知を出したが、扶養照会を明確に禁止しているわけではなく、その対象も限定的である。

よって、国におかれては、国民に保障された権利である生活保護の申請をためらわずに行えるよう、速やかに厚生労働省通知を改正し、扶養照会を実施するのは、申請者が事前に承諾し、かつ、明らかに扶養義務の履行が期待できる場合に限る旨の通知を発出することを強く要望するものである。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

年 月 日

議会議長名

衆議院議長  
参議院議長  
内閣総理大臣 宛て  
総務大臣  
厚生労働大臣